***** * 毛呂山町から転出される方へ ******

新しい住所地に住み始めた日から14日以内に転入届の手続きをして下さい。

正当な理由がなく14日以内に転入届を行わない場合は、50,000円以下の過料に処せられることがありますのでご注意ください。

【転入届にお持ちいただくもの】※詳しくは新住所地の市区町村で確認ください。

- 〇転出証明書 〇身分証明書 〇届出人の印鑑
- 〇マイナンバーカード(個人番号カード)又は通知カード(転入する方全員分)
- 〇住民基本台帳カード(お持ちの方)

		【毛呂山町】での手続き	【新住所地】での手続き
◎マイナンパーカード (個人番号カード)を申 請中の方	住民課 戸籍住民係	転出前に受け取って下さい。	転入時にマイナンバーカード(個人番号 カード)を窓口へお持ち下さい。
		受け取らない場合、転出により失効となり ます。	交付申請書を取得、再度交付申請をして下 さい。
▼イナンバーカード (個人番号カード)住民基本台帳カード をお持ちの方		継続してご利用になれます。	マイナンバーカード(個人番号カード)・住民 基本台帳カードを窓口へお持ち下さい。 ※手続きの際に全員の 暗証番号 が必要となりま す。
◎印鑑登録をしている方		転出(予定)年月日で廃止されます。 「印鑑登録証」をお返し下さい。	必要な方は、新たに印鑑登録の手続きをして下さい。
◎国民健康保険に加入の方	住民課 国保年金係	「保険証」をお返し下さい。 転出(予定)年月日で資格がなくなりま す。	改めて手続きをして下さい。
⊚国民年金に加入の方		特に必要な手続きはありません。	住所変更の手続きをして下さい。
○子ども手当 _{を受けている方}	子ども課 児童係	「子ども手当消滅届」を提出して下さい。	「子ども手当用連絡票」をお持ちのうえ、 改めて申請の手続きをして下さい。
○こども医療費受給者証 をお持ちの方		「受給資格証」をお返しください。	改めて手続きをして下さい。*市区町村で 異なりますのでお問い合わせ下さい。
○公立小・中学校 に在学中のお子さんのいる方	教育委員会 学校教育課 学務係	学校へ行って転校の手続きをして下さい。	「在学証明書」と「教科書無償給与証明書」 をお持ちのうえ、入学手続きをして下さ い。
○介護保険に加入の方 (65歳以上の方及び40歳以上 65歳未満で介護認定を受けて いる方)	高齢者支援課 介護保険係	「保険証」をお返し下さい。 要介護認定を受けている方は、高齢者支援 課介護保険係で証明を受けて下さい。	改めて手続きをして下さい。
〇後期高齢者医療制度 に加入の方	高齢者支援課 医療保険料係	「保険証」をお返し下さい。 転出 (予定) 年月日で資格がなくなりま す。	改めて手続きをして下さい。
○原付バイク (125cc以下)をお持ちの方	税務課 町民税課税係 資産税課税係	「ナンバープレート」と「印鑑」を持参し、廃車の手続きをして下さい。廃車受付書をお渡しいたします。	改めて手続きをして下さい。
〇軽自動車 〇普通自動車		町では手続きできません。	* 車両によって手続き先が異なりますので 問い合わせ下さい。
○納税通知書の送付先 (毛呂山町へ納める税金)		転出により住所変更されます。	特に必要な手続きはありません
○税金の納め忘れがある方	税務課 納税係	税務課納税係へお寄り下さい。	特に必要な手続きはありません
o水道を使用されている方	水道課 業務係	「水道使用中止届」又は「使用者変更届」 を提出して下さい。	改めて手続きをして下さい。
	毛呂山・越生・ 鳩山公共下水道 組合 LLO49-29 4-9333	※ 下水道を使用されていた方は、毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合への手続きも必要です。	※市区町村により異なりますのでお問合せ 下さい。

- ☆ 転出証明書に記載してある異動 (予定) 年月日や、新住所地などに変更があったときは、変更事項を申し出てそのまま新住所で手続きをして下さい。
- ☆ 転出証明書を紛失したときは、再交付の届出をして下さい。
- ☆ 転出が取消しになったときは、転出証明書と本人確認書類をお持ちのうえ、転出取消しの手続きをして下さい。
- ★ 海外へ転出された方が帰国して転入届をするときは、転出証明書に代わり次の書類が必要になります。
 - **→ ① パスポート ② 戸籍謄本または抄本 ③ 戸籍の附票**
 - (注)帰国の際、自動化ゲートをご利用の方は、帰国日の認証が押されませんので、担当官に認証の押印を申し出て下さい。

【問い合わせ先】 毛呂山町役場 Tel O 4 9 - 2 9 5 - 2 1 1 2 (代表) 〒350-0493埼玉県入間郡毛呂山町中央2丁目1番地